

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

_____年 _____月 _____日 提出 (宛先) 船橋市長 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒																				
	フリガナ																					
	氏名又は名称																					
	代表者の職氏名																					
	個人番号又は法人番号																					
給与所得者												(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日							
受給者番号(整理番号)	フリガナ											円	月	月	年	月	日					
	氏名 (旧姓)											円	月	月	年	月	日					
生年月日	昭和・平成			年	月	日																
個人番号																						
1月1日現在の住所												<input type="checkbox"/> 令和5年度6月分以降の市民税・県民税は、一切徴収していない										
給与の支払を受けなくなった後の住所																						

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者指定番号	5				
※市町村ごとに異なります	宛名番号				
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係				
	氏名				
	電話				
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収 ※未記入の場合は、普通徴収とします。		退職した年の1月分から退職時までの給与支払額		
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) ( 月分まで納入 ( 月 日納期分) ) 3. 普通徴収 ( ) <input type="checkbox"/> 再雇用予定のため、新年度は特別徴収を希望します。		控除社会保険料額 円		
※9番を選択された場合は、次の理由の中から必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (船橋市の場合、年間の給与支給額が100万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支給が毎月でない・丙欄適用者)				
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定			相続人の氏名等	
1. 異動が _____年 12月 31日 までで、申出があったため ( _____月 _____日申出)	徴収予定月	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	氏名	続柄
2. 異動が _____年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		円	円	住所	
				電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (新規の場合は記入不要です。)	5																					
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒											連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では								
フリガナ													氏名	月割額 _____円を _____月分から徴収し、納入します。								
氏名又は名称													電話	受給者番号 _____								
代表者職氏名													新規事業所の場合は、下記いずれかを○で囲んでください。									
個人番号又は法人番号																						
												納入書 要 ・ 不要										

※市使用欄					
現					<input type="checkbox"/> 台なし
新年資料		<input type="checkbox"/> 特あり	<input type="checkbox"/> 普あり	<input type="checkbox"/> 年金のみ	<input type="checkbox"/> 台なし
		<input type="checkbox"/> 転勤元普あり⇒ <input type="checkbox"/> 先特あり/ <input type="checkbox"/> 先資なし			
		<input type="checkbox"/> 他で特	<input type="checkbox"/> 資なし	<input type="checkbox"/> 両年度処理	
冊号	-				

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記入し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記入せず、新勤務先へ送付願います。

3 新勤務先では最下段の事項を記入し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記入せず、新勤務先へ送付願います。また、一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収をお願いします。また、六月一日から十二月三十一日の間でも、本人の申し出があった場合は、一括徴収をお願いします。

**給与所得者異動届出書 記入例(普通徴収) ～退職等により、普通徴収(個人納付)へ切替～**

退職者を普通徴収へ切替(8月分まで特別徴収済み。9月分～5月分を普通徴収へ切替える場合)

**給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書**

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

提出 (宛先) 船橋市長		住所(居所)又は所在地	〒 123-4567 〇〇県××市△△1-2-3														
		フリガナ	マルバツシヨウジ														
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事														
		代表者の職氏名	代表取締役 特徴 太郎														
		個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		特別徴収義務者	※市町村処理欄 特別徴収義務者指定番号 ※市町村ごとに異なります 宛名番号 1234 課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000														
受給者番号(整理番号)	フリガナ	(ア) 特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月分から退職時までの給与支払額			
a123456	フナバシ イチロウ	円	6	8	9	5	×	8	31	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	※未記入の場合は、普通徴収とします。 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) ( 月 日納期分) 3. 普通徴収(異動の事由のとおり) <input type="checkbox"/> 再雇用予定のため、新年度は特別徴収を希望します。		円 1,200,000 控除社会保険料額 円 120,000				
氏名	船橋 一郎	140,000		35,600		104,400		× 年 8 月 31 日		↓ ※9番を選択された場合は、次の理由の中から必ず選択してください。							
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日									1 (普B) 他事業所で特別徴収(例：乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(船橋市の場合、年間の給与支給額が100万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期(例：給与の支給が毎月でない・丙欄適用者) 4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)							
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																
1月1日現在の住所	千葉県船橋市△△3-2-1																
給与の支払を受けなくなった後の住所																	
		□令和5年度6月分以降の市民税・県民税は、一切徴収していない															

**8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。**

(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
 (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)  
 (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑  
普通徴収税額

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未)一括徴収の理由

1. 異動が 年 12 月 31 日まで、申出があったため( 月 日申出)  
 2. 異動が 年 1 月 1 以後で、特別徴収の継続の希望がないため

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(新規の場合は記入不要です。)	5	課・係		新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒	氏名		月割額	円を
フリガナ		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		<input type="checkbox"/> 月分から徴収し、納入します。	
氏名又は名称		電話		受給者番号	
代表者職氏名				新規事業所の場合は、下記いずれかを○で囲んでください。	
個人番号又は法人番号				納入書 要 ・ 不要	
※市使用欄 現 <input type="checkbox"/> 台なし 新年度資料 <input type="checkbox"/> 特あり <input type="checkbox"/> 普あり <input type="checkbox"/> 年金のみ <input type="checkbox"/> 転勤元普あり⇒ <input type="checkbox"/> 先特あり/ <input type="checkbox"/> 先資なし <input type="checkbox"/> 他で特 <input type="checkbox"/> 資なし <input type="checkbox"/> 両年度処理 冊号 -					

# 給与所得者異動届出書 記入例(一括徴収) ～退職等により、一括徴収～

退職時に一括徴収(8月分まで特別徴収済み。9月分～5月分を最後の給与等から全額徴収し、9月分で納入する場合)

## 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		
提出 (宛先) 船橋市長		住所(居所)又は所在地	〒 123-4567 〇〇県××市△△1-2-3					
		フリガナ	マルバツシヨウジ					
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事					
		代表者の職氏名	代表取締役 特徴 太郎					
		個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	
		特別徴収義務者	特別徴収義務者指定番号 ※市町村ごとに異なります					
		住所(居所)又は所在地	5 0 0 1 2 3 4 5 6 7					
		フリガナ	宛名番号 1234					
		氏名又は名称	課・係 人事課人事労務係					
		代表者の職氏名	氏名 特徴 花子					
		個人番号又は法人番号	電話 000-000-0000					
		住所(居所)又は所在地	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号					
		フリガナ	異動の事由					
		氏名又は名称	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤り					
		代表者の職氏名	異動後の未徴収税額の徴収 ※未記入の場合は、普通徴収とします。 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収					
		個人番号又は法人番号	退職した年の1月から退職時までの給与支払額					
		住所(居所)又は所在地	140,000 円 (特別徴収税額(年税額)) 35,600 円 (徴収済額) 104,400 円 (未徴収税額(ア)-(イ))					
		フリガナ	異動年月日 × 年 8 月 31 日					
		氏名	異動後の未徴収税額の徴収 ※未記入の場合は、普通徴収とします。 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収					
		生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日					
		個人番号	1,200,000 円 (退職した年の1月から退職時までの給与支払額)					
		1月1日現在の住所	控除社会保険料額 120,000 円					
		給与の支払を受けなくなった後の住所	予定のため、新年度徴収を希望します。 理由の中から必ず選択してください。					

一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定			相続人の氏名	
1. 異動が ××年 12月 31日 までで、申出があったため (8月 25日申出) 2. 異動が ××年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月	徴収予定額	徴収予定額合計(上記ウ)と同額	氏名	続柄
	9月20日	104,400 円	104,400 円		
2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (船橋市の場合、年間の給与支給額が100万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支給が毎月でない・丙欄適用者) 4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)					

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (新規の場合は記入不要です。)	5	<b>8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。</b> (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)	現年度 現年度 現年度 <input type="checkbox"/> 台なし <input type="checkbox"/> 台なし		
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		円を 納入します。	新年度資料 <input type="checkbox"/> 特あり <input type="checkbox"/> 普あり <input type="checkbox"/> 年金のみ <input type="checkbox"/> 転勤元普あり⇒ <input type="checkbox"/> 先特あり/ <input type="checkbox"/> 先資なし	
フリガナ				<input type="checkbox"/> 他で特 <input type="checkbox"/> 資なし <input type="checkbox"/> 両年度処理	
氏名又は名称				冊号	-
代表者職氏名		電話番号	電話		
個人番号又は法人番号		新規事業所の場合は、下記いずれかを○で囲んでください。		納入書 要・不要	

# 給与所得者異動届出書 記入例(転勤) ～転勤・転職等により、特別徴収継続～

特別徴収継続(8月分までを前勤務先で特別徴収し、9月分から新勤務先で引き続き特別徴収する場合)

## 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

××年 ○○月 △△日 提出 (宛先) 船橋市長		住所(居所)又は所在地 〒123-4567 〇〇県××市△△1-2-3	フリガナ マルバツシヨウジ	氏名又は名称 株式会社 ○×商事	代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎	個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	特別徴収義務者指定番号 5 0 0 1 2 3 4 5 6 7	宛名番号 1234	課・係 人事課人事労務係	氏名 特徴 花子	電話 000-000-0000			
受給者番号(整理番号) a123456	フリガナ フナバシ イチロウ	氏名 船橋 一郎 (旧姓)	生年月日 昭和・平成 50年 1月 1日	個人番号	1月1日現在の住所 千葉県船橋市△△3-2-1	給与の支払を受けるなくなった後	(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000 円	(イ) 徴収済額 6月 35,600 円 8月 月まで	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 9月 104,400 円 5月 月まで	異動年月日 ×年 8月 31日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死	異動後の未徴収税額の徴収 ※未記入の場合は、普通徴収とします。 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) ( ) 月分で納入( ) 度	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 1,200,000 円	控除社会保険料額 120,000 円

前勤務先が個人事業主の場合、個人番号の記入は不要です。

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

◎給与の支払を受けるなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

1. 転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記入しないでください。	徴収予定 徴収予定月日 徴収予定額 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円 円
--	---

相続人の氏名等 氏名 続柄 住所 電話	1 (普B) 他事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(船橋市の場合、年間の給与支給額が100万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支給が毎月でない・丙欄適用者)
------------------------------	---

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記入します。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(新規の場合は記入不要です。) 5 0 0 9 8 7 6 5 4 3	〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3	フリガナ マルバツフドウサン	氏名又は名称 ○×不動産 株式会社	代表者職氏名 代表取締役 特徴 次郎	個人番号又は法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	課・係 庶務課社員係	氏名 特徴 進	電話 111-111-1111	新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9月分から徴収し、納入します。 受給者番号 1304 新規事業所の場合は、下記いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・不要	1. 特あり 2. 普あり 3. 年金のみ 4. 転勤元普あり⇒先特あり/先資なし 5. 他で特 6. 資なし 7. 両年度処理	冊号 -
--	----------------------------	-------------------	----------------------	-----------------------	---------------------------------------	---------------	------------	--------------------	---	--	---------